

2015年1月16日 全7頁

平成27年度税制改正大綱の概要

大綱の全体像

金融調査部
制度調査担当部長 吉井 一洋
研究員 是枝 俊悟

[要約]

- 2014年12月30日に与党（自由民主党・公明党）の平成27年度税制改正大綱（以下「大綱」という）が公表された。
- 大綱では、NISAの年間投資上限額引上げ（100万円⇒120万円）、ジュニアNISAの導入（年間投資上限額80万円）などが盛り込まれている。
- 法人実効税率を平成27（2015）年度から数年で20%台まで引き下げることを目指し、第一段階として、標準税率ベースで現行の34.62%から、名目上、平成27（2015）年度に32.11%（現行税率比▲2.51%）、平成28（2016）年度に31.33%（現行税率比▲3.29%）まで引き下げることにしている。財源確保のため、受取配当等の益金不算入の縮減（法人への配当課税強化）、欠損金の繰越控除の縮減（上限の縮小、繰越期間の延長）、研究開発減税の縮小、外形標準課税の拡大（大法人向けの法人事業税の改正）などを行う。
- 消費税については、10%への税率引上げ時期を、平成27（2015）年10月から平成29（2017）年4月へと1年半延期することとしている（景気判断条項なし）。他方で、軽減税率制度については、平成29（2017）年度からの導入を目指して早急に具体的な検討を進め、税率10%時に導入することとしている。
- その他、国際的な租税回避の防止のための各種措置の導入、「結婚・子育て（出産を含む）資金の一括贈与非課税措置」の新設等の贈与税非課税措置拡充、住宅ローン減税の適用期限延長、エコカー減税の見直し、たばこ税の引上げ、ふるさと納税の拡充などが図られている。
- 2015年1月14日には、閣議決定された政府の大綱（以下「政府大綱」という）が公表されている。今後、通常国会に改正税法の法案が提出され、3月末までに改正税法が可決・成立する予定である。

1. 金融証券関連

(1) 一般

金融証券関連の税制改正項目を挙げると図表1のとおりである。

図表1 金融・証券関連の主な改正項目			
項目	内容	実施時期	
NISAの拡充	限度額引上げ	年間投資限度額を100万円から120万円に引上げ	2016年分以後
	番号(マイナンバー)制度の活用	個人番号を用いることによる非課税口座の開設手続の簡素化	2018年分以後の非課税口座開設時から実施できるよう、引き続き検討
ジュニアNISAの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・未成年者(その年の1月1日において20歳未満の者及びその年に出生した者)を対象としたジュニアNISAを導入する。 ・未成年者1人について1口座、年間投資限度額は80万円 ・未成年者口座を重複して開設することのないよう個人番号(マイナンバー)で管理する。 ・専用の未成年者口座を設け、非課税管理勘定とともに、当該勘定の運用益(配当・譲渡益)を受け取る課税未成年者口座を設定する。 ・非課税運用期間は5年間(累計元本400万円まで配当・譲渡益が非課税) ・非課税管理勘定を設定できる期間は2016年から2023年 ・非課税運用期間終了後は時価によりロールオーバー可能 ・2024年から2028年までの間において未成年者(その年の1月1日において20歳未満)である場合は、非課税管理勘定から移管できる継続管理勘定を設定できる(未成年者である間は非課税)。 ・18歳(3月31日時点)である年(基準年)の前年の12月31日まで払出制限あり(これに反する払出しの場合は、災害等の事由による払出しの場合を除き、未成年者口座でのそれまでのすべての配当・譲渡益に対して20%の源泉徴収) ・年間取引報告書の提出が義務付けられる。 ・その年の1月1日時点で20歳以上となる者の未成年者口座は、1月1日時点で通常のNISAを開設したとみなされる。(同一支店に開設した通常のNISAへの移管も可能) 	2016年1月から申し込み開始 2016年4月から制度開始	
財産債務調書の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・財産債務明細書を、財産債務調書に改める。 ・その年の所得金額が2,000万円超、かつ、「12月31日時点の財産の価額(時価)の合計が3億円以上又は有価証券・匿名組合出資持分(以上「有価証券等」)・未決済デリバティブ取引・信用取引・発行日取引(以上「未決済デリバティブ取引等」)の価額(時価)が1億円以上」の個人に提出を義務付ける。 ・記載事項は、現在の明細書の記載事項(財産の種類、数量及び価額)のほか、財産の所在、有価証券の銘柄等、国外財産調書と同様の事項の記載を要することとする。 ・過少申告加算税等についてインセンティブ措置あり(調書に記入していれば減額、記入がなければ増額) ・当該調書に係る質問検査権の規定を整備する。 	2016年1月1日以後に提出すべき財産債務調書から適用(2015年12月31日時点の財産・債務から適用)	
預金口座に番号(マイナンバー)を任意登録	銀行等に対して個人番号又は法人番号(マイナンバー)によって検索できる状態で預貯金情報を管理する義務を課す	別途定める法(2015年の通常国会に番号法の改正法案等を提出予定)の施行日から	
確定拠出年金	個人型の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・確定拠出年金の拠出限度額を月単位から年単位に変更^{注1} ・個人型確定拠出年金の加入対象者を拡大(第三号被保険者、企業年金加入者、公務員等共済加入者を追加) ・企業型確定拠出年金の加入者が個人型確定拠出年金に併せて加入することも可能に(ただし、マッチング拠出を行っている場合は個人型との併用不可) ・拠出限度額は、企業型確定拠出年金加入者は他の企業年金がない場合は年額24万円、ある場合は年額14.4万円、確定給付型年金のみ加入者・公務員等共済加入者は年額14.4万円、第三号被保険者(専業主婦・夫等)は年額27.6万円 ・併用した場合の個人型の拠出限度額は「企業型」の拠出限度額を分割するようになっているので拠出限度額の合計額が増加するわけではない 	確定拠出年金法等の改正を前提
	小規模事業主掛金	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主が拠出する確定拠出年金法の小規模事業主掛金(仮称)を給与所得の収入金額から除外する。(企業年金の実施が困難な小規模事業主による個人型確定拠出年金への追加拠出が可能に) 	

法人株主の受取配当等の益金不算入制度縮減	法人が受け取る配当の益金不算入制度を以下のように縮減する。 ①株式等保有割合が1/3超の場合は100%益金不算入 ②同5%超1/3以下の場合は50%益金不算入 ③同5%以下の場合は20%益金不算入(保険会社の場合は40%益金不算入) ④投資信託は全額益金算入、ただしETFは③の株式等として20%益金不算入 なお、②、③については、負債利子控除の適用対象から除外(100%子会社の場合はそのも負債利子控除の適用対象外)	【大綱には明記なし】
金融機関のデリバティブ取引関連	外国金融機関等が、国内金融機関等との間で行う店頭デリバティブ取引に係る証拠金(現金担保)について支払いを受ける利子を非課税とする。	・2015年7月1日以後に支払いを受けるべき利子から適用 ・2018年3月31日までに行うデリバティブ取引について適用
オプション取引によるヘッジ取引の有効性判定	オプション取引がヘッジ手段として有効であるかどうかの判定方法について、「ヘッジ対象資産等の評価差額」と「オプション取引に係る基礎商品の時価変動額」とを比較する方法 ^{注2} により行う場合には、「税務署長への届出」によりその方法へ変更可能とする。	【大綱には明記なし】

(注1) 大綱に明確な記載はないが、限度額記載が年額表記になっている。社会保障審議会第11回企業年金部会(2014.10.31)資料「これまでの部会議論を踏まえた方向性」にその旨が記載されている。

(注2) 米ドル建社債を米ドルのプットオプションによる取引でヘッジしていた納税者が、ヘッジ対象資産等の評価差額とヘッジ手段のデリバティブ(オプション)の損益とを比較する「デリバティブ比較法」ではヘッジの有効性が確認できなかったため、いわゆる15%ルールに基づく米ドル建社債の評価損を損金算入したところ、税務当局が、ヘッジ対象資産等の評価差額と当該オプションに係る基礎商品の時価変動とを比較する「基礎商品比較法」ではヘッジの有効性が確認できる(法人税基本通達や納税者の照会への回答では認めている)として損金算入を否認した事例について、東京地裁の平成24年12月7日の判決、その控訴審である東京高裁平成25年10月24日の判決では、法人税法施行令121条では「基礎商品比較法」は認められていないとして、納税者側の勝訴とした。なお、法人税法施行令121条の4では、納税地の税務署長の承認を受けた場合は、施行令121条で認められた有効性評価方法以外の合理的な方法での有効性評価が認められるとしている。

(出所) 平成27年度税制改正大綱(平成26年12月30日 自由民主党・公明党)に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

(2) 国際課税

国際課税に関しては、租税回避の防止などのため、下記の対応を図ることとしている。

図表2 国際課税関連の主な改正項目(金融・証券関連等)

項目	内容	実施時期
出国時の含み益課税	・保有する金融資産が1億円以上で、国外転出日前10年以内で国内に住所・居所を有していた期間が5年超の者が国外転出した場合、株式等をはじめとする有価証券等や未決済デリバティブ取引等の含み益にみなし譲渡益課税を適用する。ただし、転出日から5年間は担保提供等により納税が猶予され、5年以内に帰国した場合は課税の取消しが可能 ・上記転出日から「5年」は申請により「10年」とすることも可能 ・贈与・相続又は遺贈により有価証券等・未決済デリバティブ取引等が非居住者に移転する場合も対象となる。	2015年7月1日以後に国外転出をする場合又は同日以後の贈与・相続若しくは遺贈について適用
非居住者の金融口座情報の自動的交換制度導入	・銀行等の一定の金融機関(報告金融機関)で預貯金等の特定取引を行う者に、氏名・名称、住所、生年月日、居住地図、居住地図が外国の場合は当該国の納税者番号などを記載した届出書の提出を義務付ける。 ・報告金融機関は、12月31日時点の報告対象契約に関する上記の情報及び関連する財産の価額や運用・保有・譲渡による収入金額その他を、翌年の4月30日までに、インターネット等により、本店の所轄税務署長に提供しなければならない。	2017年1月1日以後適用
ハイブリッド金融商品等	・内国法人が外国子会社(持株割合25%以上等の要件を満たす外国法人)から受け取る配当等の額が、その全部又は一部が、現地国で損金算入される場合には、外国子会社配当不算入制度の対象外とする。	・2016年4月1日以後開始事業年度から適用 ・2016年4月1日から2018年3月31日までの間に開始する事業年度については、既存の外国子会社の株式からの配当については従来通りの取扱いとする
金融機関のデリバティブ取引関連	図表1参照	図表1参照

国外扶養親族の扶養控除等の適用の厳格化	国外扶養親族の扶養控除等の適用に際して、証拠の提出を求める	2016年分以後の所得税から適用
国境を越えた役務の提供(電子書籍・音楽・広告等)への消費課税見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・国外事業者がインターネット経由で行う電子書籍・音楽・広告の配信等の「電気通信役務の提供」について、国内事業者向けに行う(B to B)場合は、国内事業者が消費税の納税義務を負うこととする(リバースチャージ方式)。当該課税仕入れについては、仕入れ税額控除の対象とする。課税売上割合が95%以上ある場合は、当分の間、「リバースチャージ税額」と「リバースチャージ税額に係る仕入控除税額」を同額とみなし、申告対象から除外する。 ・国内の消費者向けに行う(B to C)場合は、国外事業者が納税義務者となる。当分の間、国内事業者が国外事業者から受ける消費者向けの役務の提供については、仕入れ税額控除を認めないこととする。ただし、登録国外事業者制度の適用を受ける登録国外事業者から役務の提供を受ける場合は、仕入れ税額控除の適用を認める。 	2015年10月1日以後の取引から適用 登録国外事業者制度による登録申請は、2015年7月1日から可能

(出所)平成27年度税制改正大綱(平成26年12月30日 自由民主党・公明党)に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

2. 法人課税関連

(1) 法人実効税率引下げと代替財源

平成27年度税制改正で実施が予定されている法人実効税率引下げとその代替財源を整理すると図表3のとおりである。

項目	内容	実施時期	税収増減(平年度)
法人実効税率の引下げ	<ul style="list-style-type: none"> ・法人実効税率を2015年度から数年で20%台まで引き下げることを目指す。 ・第一段階として、法人税(国税)の税率を2015年度に25.5%から23.9%へ1.6%引き下げる。法人事業税の改正と合わせた法人実効税率は、標準税率ベースで、名目上、2015年度32.11%(▲2.51%)、2016年度31.33%(▲3.29%)となる。 	2015年4月1日以後開始事業年度	▲6,690億円
中小法人向け法人税軽減税率	<ul style="list-style-type: none"> ・所得のうち年800万円以下の部分の15%の税率を2016年度末まで2年延長 ・19%の軽減税率については、中小法人課税全体の見直しの中で検討 	2016年度末まで2年延長	
公益法人等、協同組合等の法人税軽減税率	<ul style="list-style-type: none"> ・所得のうち年800万円以下の部分の15%等の税率を2016年度末まで2年延長 ・19%等の軽減税率については、公益法人等課税全体、協同組合等課税全体の見直しの中で検討 	2016年度末まで2年延長	
欠損金の繰越控除(原則)	<ul style="list-style-type: none"> ・欠損金の繰越控除を行える上限を当期所得の80%から、①2015年度に65%、②2017年度に50%に引下げ ・欠損金の繰越期間は9年から、2017年度に③10年に延長 ・中小法人、公益法人等、協同組合等、人格のない社団等の控除限度額は現行どおり 	<ul style="list-style-type: none"> ・①は2015年4月1日以後開始事業年度 ・②、③は2017年4月1日以後開始事業年度 	80%⇒65%:1,920億円 80%⇒50%:3,970億円
受取配当等の益金不算入制度縮小(再掲)	図表1参照	【大綱には明記なし】	920億円
研究開発促進税制	<ul style="list-style-type: none"> ・総額型の税額控除の上限を法人税額の30%から25%に引下げ ・特別枠(共同研究等の場合)について、現行制度は総額型の枠内だが、総額型とは別枠の「オープンイノベーション型」とする。「オープンイノベーション型」は現行の12%税額控除から、20%または30%税額控除に引き上げ、税額控除の上限は法人税額の5% ・控除限度超過額の1年繰越制度は廃止 	【大綱には明記なし】(2015年4月1日以後開始事業年度と思われる)	オープンイノベーション型拡充:▲300億円 租税特別措置見直し(全体)で1,790億円
外形標準課税の拡大(法人事業税の改正)	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金1億円超の普通法人が対象 ・法人事業税の外形標準課税(付加価値割および資本割)の税率を2015年度に1.5倍、2016年度に2倍にする。その分、所得割の税率を引き下げる(現行の標準税率7.2%を2015年度に6.0%、2016年度に4.8%に引き下げる) ・2015年度～2017年度は、所得拡大促進税制の適用対象企業については2012年度比の買上げ額は課税ベースから控除(ただし雇用安定控除と重複調整あり) ・2015年度・2016年度は付加価値額が年30億円以下の法人については増税分を1/2に軽減、年30億円～40億円の法人についても軽減措置(軽減率が段階的に引き下がる) ・法人事業税の「資本割」の課税ベースを、現行の「資本金等の額」から、「資本金等の額」と「資本金+資本準備金」のいずれか多い額に改正(自社株買いをしても課税ベースが減らなくなる)…これは実施時期明記なし 	2015年4月1日以後開始事業年度 ・2016年4月1日以後開始事業年度	所得割の税率引下げ: ▲7,870億円 外形標準課税の拡大: 7,800億円 資本割の見直し: 157億円 所得拡大促進税制導入: ▲95億円 外形標準課税に係る負担変動軽減措置: ▲193億円

(出所) 平成 27 年度税制改正大綱 (平成 26 年 12 月 30 日 自由民主党・公明党)、平成 27 年度税制改正の大綱 (平成 27 年 1 月 14 日閣議決定) 等に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

なお、与党の大綱では、「第 2 段階として、平成 28 年度税制改正においても、課税ベースの拡大等により税源を確保して、平成 28 年度における税率引下げ幅の更なる上乘せを図る。さらに、その後の年度の税制改正においても、引き続き、法人実効税率を 20% 台まで引き下げることを目指して、改革を継続する。このため、以下をはじめとして、幅広く検討を行う」としている。検討項目としては下記を挙げている。

- 大法人向けの法人事業性の外形標準課税の更なる拡大、分割基準や資本割の課税標準のあり方等、外形標準課税の対象法人のあり方
- 生産性向上設備投資促進税制 (2016 年度末期限)、所得拡大促進税制 (2017 年度末期限) 及び研究開発税制 (増加型・高水準型は 2016 年度末期限) の取扱い
- 減価償却費の定額法への一本化
- 法人事業税の損金不算入化
- 租税特別措置の見直し (毎年度、期限が到来するものを中心)

(2) その他法人税関連

その他の法人税関連の主な改正項目としては下記が挙げられている。

図表 4 その他法人税関連の主な改正項目

項目	内容	実施時期	税収増減 (平年度)
欠損金の繰越控除 (会社更生法等適用)	・現行法では、2011年度法改正前に会社更生法等の適用を受けた法人については、旧制度の欠損金の繰越控除(7年以内100%)の適用を受けることができていた。 ・改正により、会社更生法等の適用を受ける法人および新設法人は、会社更生法等の開始の決定等や新設の時期を問わず、これらの日以後7年間は当期所得の100%まで欠損金の繰越控除を受けることができる一方、再上場等した法人にはそれ以降終了する事業年度はこの規定を適用しない(通常の法人と同様に当期所得の50%や65%控除まで)。なお、上記の経過措置は廃止する。	2015年4月1日以後開始事業年度	-
所得拡大促進税制	・現行は、制度適用のための2012年度比の賃金総額の増加率条件は、14年度2%、15年度3%、16年度5%、17年度5%である ・この条件を、大企業については、16年度を4%に引き下げ ・中小企業については、16年度および17年度ともに3%に引き下げ	2016年度および2017年度	▲340億円
地方拠点強化税制の創設	・東京23区等から三大都市圏等以外に本社機能を移転すると、社屋などへの投資額の最大7%税額控除or25%特別償却の選択適用 ・移転でなく地方にある既存の本社機能を拡張する場合は、最大4%の税額控除or15%特別償却の選択適用 ・管理部門など本社機能の移転に伴う社員の転勤などで地方拠点の雇用が増えた場合、1人あたり最大140万円(3年累計)を税額控除(雇用促進税制の拡充として実施)	地域再生法の改正法の施行日から2018年3月31日までの間に承認を受けたもの	▲100億円

(出所) 平成 27 年度税制改正大綱 (平成 26 年 12 月 30 日 自由民主党・公明党)、平成 27 年度税制改正の大綱 (平成 27 年 1 月 14 日閣議決定) 等に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

3. 消費税

大綱では、消費税率の10%への引上げは、2017年4月まで1年半延期し、景気判断条項は付さずに確実に実施する。消費税の軽減税率について2017年度からの導入を目指して検討を進めることとしている。消費税増税転嫁対策特措法の適用期限を1年半延長することとしている。

図表5 消費税関連の改正項目

項目	内容	実施時期
消費税率の引上げ先送り	・10%への税率引上げの時期を2017年4月に1年半延期 ・景気判断条項は設けない	2017年4月に1年半延期
消費税の軽減税率	2017年度からの導入を目指して検討を進める	—
国境を越えるインターネット取引への課税	図表2を参照	2015年10月
消費税増税転嫁対策特措法	・消費税転嫁拒否の禁止、税抜き表示の許可などの規定を1年半延長し、2018年9月末まで適用	2018年9月末まで1年半延長

(出所) 平成27年度税制改正大綱(平成26年12月30日 自由民主党・公明党)に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

4. 贈与税関連

大綱では、住宅取得等資金の贈与税非課税の適用期限4年程度延長と非課税枠拡充、教育資金の一括贈与非課税措置の適用期限3年延長のほか、新たに「結婚・子育て(出産を含む)資金の一括贈与非課税措置」を導入することとしている。

図表6 贈与税の非課税措置拡充

項目	内容	実施時期
住宅取得等資金の贈与税非課税枠	・現行2014年末までの適用期限を4年半延長 ・最大限度額は現行1,000万円 →2015年1,500万円 →2016年1月～9月1,200万円 →2016年10月～2017年9月3,000万円※ →2017年10月～2018年9月1,500万円※ →2018年10月～2019年6月1,200万円※ (※消費税率10%が適用される場合)	2019年6月末まで4年半延長
教育資金の一括贈与非課税措置	・期限を2015年末から2019年3月末に3年3ヵ月延長 ・留学渡航費や定期券代などを対象に追加 ・1回1万円以下、かつ、年間合計金額24万円以下の場合は領収書を提出不要に(明細の提出で可に)	2019年3月末まで3年3ヵ月延長(領収書については2016年1月から改正)
結婚・子育て(出産を含む)資金の一括贈与非課税措置	・祖父母や親が20歳～49歳の孫や子に結婚や出産、子育ての費用を贈る場合、1,000万円まで贈与税を非課税 ・うち結婚の際に支出する費用は300万円を上限 ・50歳時点残高は贈与税課税 ・50歳になる以前に贈与者が死亡した場合は相続税課税対象に持ち戻し	2015年4月から2019年3月末まで4年間

(出所) 平成27年度税制改正大綱(平成26年12月30日 自由民主党・公明党)に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

5. 住宅・不動産・自動車

住宅・不動産、自動車といった耐久消費財については、下記の改正を行うこととしている。住宅ローン減税の適用期限延長は、消費税率 10%への税率引上げ先送りに合わせた措置である。消費税率 10%段階の車体課税の見直しは平成 28 年度税制改正で結論を出すこととしている。

図表 7 住宅・不動産・自動車関連の税制の改正項目

項目	内容	実施時期
住宅ローン減税	・現行2017年末までの適用期限を2019年6月末まで1年半延長 ・限度額は変更せず	2019年6月末まで 1年半延長
住宅取得等資金の贈与税非課税枠(再掲)	図表6参照	図表6参照
空き家対策税制	空き家対策特措法の勧告の対象となった空き家には固定資産税の軽減措置を適用せず	【大綱には明記なし】
軽自動車にエコカー減税導入	・軽自動車税にもエコカー減税を導入	2015年4月
エコカー減税の改組	・燃費基準を2015年度基準から2020年度基準に改組するとともに、減税を多段階化	2015年度

(出所) 平成 27 年度税制改正大綱 (平成 26 年 12 月 30 日 自由民主党・公明党) に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

6. その他

たばこ税の引上げ、ふるさと納税の拡充などが盛り込まれている。

図表 8 その他の改正項目

項目	内容	実施時期
たばこ税	旧3級品の軽減税率を廃止 激変緩和のため、2016年度から毎年4月に4年間かけて税率引上げ	2016年4月から (完全実施は 2019年4月)
ふるさと納税	・税額控除限度額を住民税額の10%から20%に拡大 ・2015年4月から確定申告か申告不要かを選択(確定申告不要な給与所得者等の場合) ・申告不要では、自治体間で情報連絡することにより住民税から税額控除(ふるさと納税ワンストップ特例制度の導入)	税額控除の拡大は 2016年度の住民税 (2015年の寄付分)から

(出所) 平成 27 年度税制改正大綱 (平成 26 年 12 月 30 日 自由民主党・公明党) に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成